

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 (k L)
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	39	35,637
	小 計 (A)	39	35,637
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	807	4,550
	自 衛 隊 (機 械 等)	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	0	0
	農 業 等	5,109	4,327
	林 業 等	14	650
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	15	237
	生コンクリート製造業	1	1
	鉱物の採掘事業	28	3,936
	とび・土木工事業	12	729
	鉱さいバラス製造業	0	0
	港湾運送業	6	442
	倉 庫 業	2	3
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	7	117
	木 材 加 工 業	18	664
	木 材 市 場 業	4	56
	た い 肥 製 造 業	1	17
	索 道 事 業	4	142
	小 計 (B)	6,028	15,871
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	1	319
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
合計 (A)+(B)+(C)+(D)		6,068	51,827

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。